

事務連絡
平成20年12月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産ミニトマト及びパプリカ)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、今般、韓国政府から、ミニトマト及びパプリカ（ジャンボピーマン）に係る登録業者の住所の変更について連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表8を別紙1及び別表9を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。